災害救援ボランティア活動支援検討委員会設置要項

(目 的)

第1条 この要項は、災害時における生活支援ボランティアの募集と派遣について中核的な役割を期待されている市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)の今日的・社会的意義を明確にし、本県における災害救援ボランティアセンターの運営方法を検討するために「災害救援ボランティア活動支援検討委員会」(以下「委員会」という。)を鳥取県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に設置し、その必要な事項を定めることを目的とする。

(任 務)

- 第2条 委員会は、災害救援ボランティアセンター運営に際し、その役割、機能、組織の あり方及び具体的展開手法について協議することを目的として、次に掲げる事項につい て検討する。
 - (1) 災害時における市町村社協及び県社協における相互協力に関すること
 - (2) 災害救援ボランティア活動支援マニュアルの策定に関すること

(組 織)

- 第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の中から、県社協会長が委嘱する。
- (1) 市町村社協関係者
- (2) 行政関係者
- (3) ボランティア団体関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他必要と認められる者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年間とする。

欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

- 第6条 委員会の会議は、県社協会長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を 受け、又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、県社協が行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

本書の作成にあたって、下記の方々に多くのご示唆をいただきました。謹んでお礼申し上げます。

【平成29年度改訂版】

「災害救援ボランティア活動支援マニュアル策定指針」見直し検討会名簿

区	分	氏		名		所 属	備	考
行	政	徳	安	紀	之	鳥取県福祉保健部 さえあい福祉局福祉保健課		
1,		原		耕	平	鳥取県危機管理局危機管理政策課		
市町村社協		岩	本	美	樹	三朝町社会福祉協議会	座	Ē,
		西	西 田 ひろみ		らみ	倉吉市社会福祉協議会		
		大	谷	福	恵	八頭町社会福祉協議会		
		Щ	元	貴	裕	鳥取市社会福祉協議会		
		仲	村	玲	子	伯耆町社会福祉協議会		
ボランティア団体		山	下	弘	彦	日野ボランティアネットワーク	副座	長

参考,引用文献一覧

- 1. 鳥取県地域防災計画(平成27年度修正) 鳥取県防災会議(平成27年8月)
- 2. 市町村災害ボランティアセンターマニュアル 熊本県社会福祉協議会(第3版 平成27年4月)
- 3. 首相官邸ホームページ「http://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html」 首相官邸(平成29年7月現在)
- 4. ボランティア活動保険の手引き 全国社会福祉協議会(平成29年度改訂版 平成29年4月)

災害救援ボランティア活動支援マニュアル策定指針 【平成 29 年度改訂版】

平成30年2月

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 ボランティア・市民活動センター 〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内 TEL0857-59-6336 FAX0857-59-6341 E-mail vc@tottori-wel.or.jp

HP http://www.tottori-wel.or.jp